

平成20年度

コミュニティ助成事業を

募集します

(財)自治総合センターは、地域コミュニティ活動を通じて自治意識の向上・醸成を図るとともに宝くじの普及広報活動を行うことを目的として、宝くじによる収益を財源に次の表の助成事業を行います。平成20年度においても事業を実施しますので、希望される自治会は期限内までに事業要望書を提出してください。

	助成事業	参考事例	助成金額(10万円単位)
1	一般コミュニティ助成事業	祭り用具	100万円～ 250万円
2	緑化推進コミュニティ事業	植樹、植栽	50万円～ 200万円
3	自主防災組織育成助成事業	水防用具の整備	30万円～ 最大200万円
4	コミュニティセンター助成事業	自治会館の建設	事業費の3/5、 1,500万円が限度
5	青少年健全育成助成事業	イベントソフト事業	30万円～ 100万円

受付期間

9月10日(月)～28日(金)
午前8時30分～午後4時

(土・日・祝日は除く)

受付場所

企画課(9月より高瀬支所2階に移転)

備考

- 申請順位は受付順となります。
- 申請団体は自治会、代表者は自治会長となります。
- 事業要望書等は三豊市ホームページからダウンロードできます。
- 一般コミュニティ事業について、過去10年間に補助を受けている自治会は申請できません。
- 提出先・問い合わせ
企画課 73・3010

都市計画区域マスタープランの見直しについて

説明会を開催します

平成19年11月に改正都市計画法が全面施行します。

これを受け、県と市町では、人口減少・超高齢社会の到来、モータリゼーションの進展等の都市をめぐる社会経済状況の変化を踏まえ、都市の秩序ある整備を図るため、幅広く検討してきました。

このたび、都市計画区域マスタープランを見直すことになり、その内容について、市民の皆さんに説明会を開催します。

日時 9月12日(水) 午前10時～

場所 市役所第3庁舎2階大会議室

内容 都市計画区域マスタープランの見直し

入場は自由です。当日、直接会場にお越しください。
問い合わせ
県土木部都市計画課

087(832)3557

建設課 62・1130

三豊市自治会連合会

役員研修

7月11日、自治会連合会の役員研修として、市内視察研修を行いました。

渇水対策本部が設置されていた時でもあり、水に係る場所として、財田町にある「香川用水記念公園」、山本町から財田町にかけて工事中の「香川用水調整池」、そして、詫間町の粟島、志々島を視察しました。事業や施設についての説明を受け、市の南から北まで一周し、山あり、海ありの三豊市を再確認した研修でした。

平成19年度		三豊市自治会連合会役員	
役職	氏名	町名(自治会名)	
会長	成行 明節	高瀬町(中浦)	
副会長	宮川 正夫	詫間町(桃山)	
	島尾 忠	財田町(芋尾)	
理事	高木 優	高瀬町(黒嶋)	
	篠丸 憲三	高瀬町(成行)	
	白川 基一	山本町(中)	
	木下 進	山本町(大上)	
	大西 俊明	山本町(南立石)	
	坪内 啓三	三野町(寺地)	
	島田 清	三野町(法上)	
	鳥取 孝雄	豊中町(新下)	
	田中 達	豊中町(行屋)	
	金丸 寛郎	豊中町(寺家下)	
	江頭 昌道	詫間町(大浜)	
	峰久 光正	詫間町(本村中)	
	菅 忠三	仁尾町(仁尾浜)	
	琢磨 紀弘	仁尾町(大北)	
	長谷川 吉廣	財田町(戸川)	
	大西 茂	財田町(入樋)	
監事	森田 一紀	三野町(野政)	
	大西 幸雄	仁尾町(江尻)	

税務課からのお知らせ

家

屋の取り壊し、未登記家屋の所有権移転をした人は届け出を

平成19年中に家屋を取り壊した場合は、「家屋滅失届出書」を早めに税務課または各支所市民サービス課へ提出してください。届け出がない場合は、翌年度以降も固定資産税が課税されるおそれがあります。

また、未登記の家屋で売買・相続・贈与等により所有権移転があった場合は、そのつど「名義人変更届出書」の提出が必要です。届け出がない場合は、固定資産税が従前の所有者に課税されるおそれがありますのでご注意ください。

新

築・増築家屋の家屋評価について

平成19年中に家屋を新築または増築された場合、平成20年度より固定資産税が課税されます。家屋を取得され家屋評価がまだの人は、税務課または各支所市民サービス課までご連絡ください。後日、市より家屋評価の日時調整の

連絡を行い、家屋評価に伺います。

住

住宅地の申告について

住宅用地の用途または家屋面積が新築・増築・取り壊しにより変わった場合は、市条例により、その旨を申告しなければなりません。申告用紙は、税務課および各支所市民サービス課にあります。

住

住宅地に対する固定資産税の軽減について

毎年1月1日現在で、居住のための家屋が建っている土地は、居住部分の割合によって土地の固定資産税が軽減されます。

問い合わせ

税務課 62・1114



国民年金のお知らせ



お

得な前納制度を利用しましょう

前納制度は、一定期間分の保険料をまとめて納めると、保険料が割引される制度です。

毎月保険料を納付する手間が省け、納め忘れの心配もありません。

また、前納する場合の保険料は、年4%の割引となっております。超低金利時代といわれる昨今において、たいへんお得です。

1年前納

4月分から翌年3月分を、4月末までに納めます。(現金払い3,000円、口座振替3,550円割引)

6カ月前納

4月分から9月分を4月末までに、10月分から翌年3月分を10月末までに納めます。(現金払い690円、口座振替960円割引)

1年分、6カ月分以外でも、ご希望の月から前納できます(現金払いのみ)ので、希望される人は、社会保険事務所にお申し出ください。

国

国民年金保険料の納付は口座振替が便利で安心です

便利 金融機関等に行く手間と時間が省けます。

安心 口座振替なら、預貯金口座から毎月自動的に引き落とされるので、納め忘れがなく確実です。

お得 「早収割引制度」(当月末振替による早割)を申し込むと月額50円割引されます。

また、1年前納、6カ月前納も、現金納付よりさらに割引がありお得です。(3月、9月中旬頃までに手続きが必要です。)

手続きは簡単無料 お申し込みや引き落としには、手数料は一切かかりません。金融機関、社会保険事務所の窓口でお申し込みください。

問い合わせ

善通寺社会保険事務所

国民年金業務・保険料課

0877(62)1660

市民課 62・1118